

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

「児童扶養手当受給水準の所得」が対象者要件から 撤廃（緩和）されました！

ひとり親家庭の方が対象の各種支援制度について、
「児童扶養手当受給者水準の所得」の要件が撤廃（緩和）されました。

1. 要件が**撤廃**された支援制度

対象者要件見直し制度	支援内容	見直し内容
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母又は父に対し、個別面談を実施し、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援を行います。	「児童扶養手当受給相当の所得」を対象者要件から 撤廃
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。	「児童扶養手当受給相当の所得」を対象者要件から 撤廃
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校即業程度認定試験合格の為の講座を受給する場合に、その費用の一部を支給します。	※「 <u>自立支援プログラム等の策定</u> 」が新たに要件となりました。

2. 要件が**緩和**された支援制度

対象者要件見直し制度	支援内容	見直し内容
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が養成機関に入り就職に有利な資格取得を目指す場合に、養成訓練の受講期間について給付金を支給します。	「児童扶養手当受給相当の所得」の対象者要件を 緩和
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関で資格取得を目指す場合に、入学に係る費用や、就職準備に係る費用に対し貸付を行います。	※ <u>児童扶養手当所得制限水準を超えても、その後1年間に限り、引き続き支援を受けられます。</u>
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定し、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方に、住居の借り上げに必要な資金の貸付を行います。	

【注意】

上記の内容は、実施している自治体等（県、市、その他団体）によって異なる場合がございます。詳しくは裏面「問い合わせ窓口一覧」をご確認の上お住まいの地域の福祉担当窓口にご確認ください。

問い合わせ窓口一覧

市にお住まいの方

名 称	所 在 地	電話番号	担当地区
徳島市福祉事務所	〒770-8053 徳島市沖浜東2丁目16	(088)621-5122	徳島市
鳴門市福祉事務所	〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170	(088)684-1231	鳴門市
小松島市福祉事務所	〒773-8501 小松島市横須町1-1	(0885)32-2114	小松島市
阿南市福祉事務所	〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12-3	(0884)22-1677	阿南市
吉野川市福祉事務所	〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1	(0883)22-2267	吉野川市
阿波市福祉事務所	〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201-1	(0883)36-6820	阿波市
美馬市福祉事務所	〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地5	(0883)52-2333	美馬市
三好市福祉事務所	〒778-0004 三好市池田町シンマチ1474	(0883)72-7648	三好市

町村にお住まいの方

名 称	所 在 地	電話番号	担当地区
東部保健福祉局(徳島)	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	(088)626-8714	勝浦郡、名東郡、 名西郡、板野郡
南部総合県民局(美波)	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字 弁才天17-1	(0884)74-7368	那賀郡、海部郡
西部総合県民局(三好)	〒778-0002 三好市池田町マチ2415	(0883)76-0483	美馬郡、三好郡

○高等職業訓練促進資金貸付事業
○住宅支援資金貸付事業
をお問い合わせの方

名 称	所 在 地	電話番号	担当地区
徳島県母子寡婦福祉連合会	〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2	(088)626-8714	県全域